

議案第 8 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の公布並びに住宅性能表示制度の改正に伴い、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表2の項中(5)の目及び(6)の目を削り、同表22の項(2)の目を次のように改める。

(2) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等でないもの及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の5に規定する限界耐力計算によって住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。以下この項において同じ。）の写しが提出されたとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき16,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき57,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき92,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出されなかったとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき47,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100

円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき174,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

別表第2の24の項及び29の項中「この場合において、2の項の(5)の規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、同項の(6)の規定中「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。」を削る。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の22の項(2)の目の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 別表第2の1の項の改正規定 平成27年5月29日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成27年6月1日